

平成 30 年度第 2 回栗東市地域包括支援センター・地域密着型サービス運営協議会
会議録要旨

日時・場所	平成 30 年 8 月 30 日(木) 13 時 30 分から 14 時 30 分 栗東市危機管理センター 2 階研修室
出席委員	堀紀彦委員、渡邊佳子委員、市木圭子委員、富永健二郎委員、船元美穂委員、 宮武恵委員、安井明子委員、口村淳委員、井上かおり委員、松浦さゆり委員 (10 名)
欠席委員	樋上雅一委員、高田佐介委員 (2 名)
事項	<p>1 開会</p> <p>2 市民憲章唱和</p> <p>3 あいさつ</p> <p>4 協議事項</p> <p>(1)地域密着型サービス事業について</p> <p>①地域密着型サービス事業所の指定状況 <資料 1></p> <p>②平成 30 年度給付実績 <資料 2></p> <p>③小規模多機能型居宅介護の施設整備について <資料 3></p> <p>(2)地域包括支援センター委託について</p> <p>①栗東・栗東西地域包括支援センター運營業務 公募プロポーザル実施要領 (案) <資料 4></p> <p>②栗東・栗東西地域包括支援センター運營業務仕様書 (案) <資料 5></p> <p>③栗東市地域包括支援センター運營業者選定取扱要領 (案) <資料 6></p> <p>(3)地域包括支援センターの事業評価について <資料 7></p> <p>5 その他</p> <p>6 閉会</p>

○議事録

1.開会

2.市民憲章の唱和

3.あいさつ

4.協議事項

(1) 地域密着型サービス事業について

資料 1.2.3

委 員： もし応募がなかった場合はどのように考えているのか。

事務局： 第7期介護保険事業計画を作成時に事業者アンケートを実施しており、そのアンケートにて2者が参入を希望すると回答があった。希望的な見方にはなるが、参入希望者があると考えている。もし応募がなければ、来年度以降に応募を行う予定。

(2) 地域包括支援センターの委託について

資料 4.5.6

委 員： もし応募がなかった場合はどのように考えているのか。

事務局： 7月に市のホームページに地域包括支援センターの委託について公募することを掲載し、事業者への周知を図っているところである。応募がなかった場合は来年度以降に募集をしていきたいと考える。ただし、今年度になんとか残り2圏域においても委託ができる事業者を決定できるよう、募集要綱等を公表した際にも、募集をしていることを広報していきたい。

委 員： 小規模多機能型居宅介護については、アンケートの実施において2者の参入見込みがあるとのことであったが、地域包括支援センターについては今の状況では応募いただける見込みはないのか。

事務局： 第7期介護保険事業計画のアンケートの実施においては、応募を希望される事業者はなかった。市の方針として、第6期介護保険事業計画において圏域毎の地域包括支援センターを設置していくこととして、まずは葉山地域包括支援センターの設置を行った。従来市の1ヶ所が地域包括支援センターを運営していたよりも、地域に密着したなかで運営をしていただいている。なんとしても委託を行っていきたいと考えている。

委 員： 委託にあたって一番ネックになってくるのがマンパワー不足であると考え。資料に書かれている三職種は、サービス事業者協議会からの声では、な

かなか人材がいなくて聞いている。特に年度途中の時期でフリーの職員がいればいいが、そんな職員がいるわけがないというのが現状だ。たとえば特別養護老人ホームや老人保健施設の職員の中でもケアマネジャーの資格等をもっているものもいるので、職員を順送りすればよいのではとの話もある。しかし、今介護現場の人員が少ないので、地域包括支援センターの職員に移ってしまった場合に、その穴埋めをする職員がいなくて。大きな事業所であれば、看護師であったりケアワーカーであったり移せるであろうと思うかもしれないが、その穴埋めの職員を募集しても応募が全然ないというのが現状である。これらがサービス事業者連絡会での一般的な意見かと思われる。介護業界だけでなく人材不足は日本全体に厳しいところだが、介護業界は非常に厳しい状況だと知ってほしい。

事務局： ご指摘いただいた人材確保の厳しさというのは私どもも痛感している状況だ。果たしてこのスケジュールで進めていくなかで、応募していただける事業者がでてくるのかという懸念はある。しかし、なんとしても委託をしていきたいと考えており、本市としてできることとしては、公募していくことを周知することしかないと考えている。

委員： 草津市、守山市の地域包括支援センターの人材確保はどうやって集めてこられたのか。草津市は地域包括支援センターも多いと思われるがどうしたのか。

委員： 草津市では市内事業者にて在籍出向というカタチで数年市に出向し、経験を積んでいただいた後、出向いただいている法人に戻る際に地域包括支援センターを開設いただく形をとられていたと思われる。

事務局： 守山市では圏域毎に順次募集されているところだ。当初からプロポーザルという方式で応募をされており、市内事業者にて順次委託をされている。草津市、守山市と本市とは、状況が異なっている。規模が大きいから良いとは言いきれないが、草津市や守山市では一定規模の大きな社会福祉法人等が多い。一方で、本市においては規模の大きな法人が少ない状況がある。

委員： 事業者協議会からすると、保健師が一番多いのが行政と思っている。例えば市役所より保健師を出向という形で人材の行き来をしてもらえると人材確保においても多少はスムーズになると思われる。事業者で保健師を集めるとなるとなかなか難しい。

事務局： 草津市のように法人に職を置きながら市に出向という仕組みは本市にはない。また市の職員という身分を残したまま法人に出向というカタチもない。ご提案いただいた仕組みは本市では難しい。職種については、3職種だけではなく準ずるものについての規定も置いている。事業者の人員的な要素のなかで3職種の配置ができないという場合には準ずるものも認めていくよう

考えている。また、市としてできることとして委託した後も、現在の本市の体制をすぐに減らすのではなく、人員を確保し、各地域包括支援センターの支援等をし、スムーズな設置・運営を支援していきたいと考えている。

委員：現在は市から事業者への出向というのはしていないとのことであるが、もし事業者への出向をするということになれば、条例を改正する必要があるのか。

事務局：条例ということではなく、市の人事上の取り扱いのことであったと思われる。また、市としてはそのような体制は難しいと考えている。

委員：委託をしてすぐに地域とのネットワークを組んでの活動というのはなかなか経験がないので難しい。先ほどの話にもあったように、委託後であっても市の職員をすぐに減らしてしまうのではなく、市からの定期的な支援が必要であると考えます。

事務局：資料5に記載しているように、委託は平成31年4月1日からではあるが、業務開始は、平成31年7月1日からである。その間3ヶ月研修期間として設けている。地域との関わりも大切と認識している。地域包括支援センター設置と併せ、本市としても生活支援体制の整備として取り組みを進めている。今年度から中学校区毎に、社会福祉協議会へ委託をし、生活支援コーディネーターの配置を順次進めており、今年度は葉山圏域に1名を設置した。来年度からは残り2圏域への配置をお願いしている。生活支援コーディネーターと地域包括支援センターの職員との連携が重要だと考えており、市としても関わっていき、地域づくりを進めていきたいと考えている。

(3) 地域包括支援センターの事業評価について

資料7

質問なし

5、その他

なし

6、閉会

第3回は、2月頃に予定。